

## 8. 被保険者資格証明書のレセプト（特別療養費）の請求方法について

### 特別療養費の概要

保険者が特別の理由なく保険料（税）を滞納している者に対して、被保険者証の返還を求めることができ、被保険者証が返還されたときは、これに代えて被保険者資格証明書を交付することとされている。

この資格証明書の発行を受けた世帯主又は組合員の世帯に属する被保険者が、保険医療機関等若しくは特定承認保険医療機関又は指定訪問看護事業者について診療又は薬剤の支給を受けたときは、療養の給付又は特定療養費の支給を行わず、これに代えて療養費を支給することとされている。この療養費を特別療養費という。

#### 1 被保険者の留意事項

- （１）特別療養費の支給を受けるためには、療養の給付等を受ける場合と同様に自己の選定した保険医療機関等の窓口で資格証明書を提出しなければならない。
- （２）被保険者は保険医療機関窓口で療養に要した費用の金額をいったん支払う。特別療養費支給申請に当たっては、保険医療機関等が発行した領収書を添付すること。

#### 2 保険医療機関等の取り扱い

- （１）特別療養費に要した費用の支払いを受ける際に、当該療養に要した費用につき支払いを行った世帯主又は組合員に対し領収書を交付しなければならない。届書の取り扱いについては次のとおりである。

この届書の様式は、診療（調剤）報酬明細書（以下「レセプト」という）を使用すること。この場合、レセプトの上部余白に『特別療養費』と朱書をし、療養の給付等の請求との区別を行う。

当該保険医療機関等は、下記の事項を記載した届書（レセプト）を国民健康保険団体連合会（保険者から審査委託）に提出する。

ア）当該保険医療機関等若しくは特定承認保険医療機関又は指定訪問看護事業者の名称及び所在地

イ）療養を受けた被保険者の氏名、性別、生年

ウ）傷病名、診療開始日、診療実日数、転帰及び療養内容

エ）療養につき算定した費用の額

オ）保険者番号及び被保険者資格証明の記号番号

このレセプトは、各月分について翌月 10 日までに国民健康保険団体連合会に送付する。

診療報酬請求書及び明細書と別綴じにし、総括票及び請求書には、件数、点数等は含まない。

当該届書は、レセプト単独で別封筒等に入れ、提出する。

- （２）国民健康保険団体連合会は、審査を行い、その結果を当該保険医療機関等に対し、書面により通知することとされている。

なお、書面は、送付されたレセプトの写しを使用して差し支えないとされていることから、現行では写しを使用して通知している。